

▼日時 9月1日(火)
午後1時30分～3時30分

▼場所 日本ウェルネススポーツ大学
第1キャンパスウェルネスホール
(体育館横)

▼講師 日本ウェルネススポーツ大学
教授 藪部正人氏

▼講座内容 「QOL向上のための健康
運動」いつまでも自立した生活のた
めに」

【理論】
いつまでも若々しく自立した生活を
送りたいと考えることは、全ての人の
願いです。自立した生活を送るため
は、適度な運動が必要です。それでは、
適度な運動とは、どんなものでしょ
うか？

身体の組成や有酸素性運動の理論や
必要性を説明し、実際に生活の中でそ
れらを実践できるよう解説します。

【実技】
現在の自分の体組成を認識します。
(簡単な体力測定を実施)
自立した生活に必要な簡単な体操や
筋肉トレーニングを実施します。
この講座を受講することで、効果的
な運動実践への理解と体力の低下を緩
やかにすることが期待できます。

▼申し込み期間
7月13日(月)～8月21日(金)
土・日曜日・祝日を除く。
午前8時30分～午後5時15分

▼定員 20名

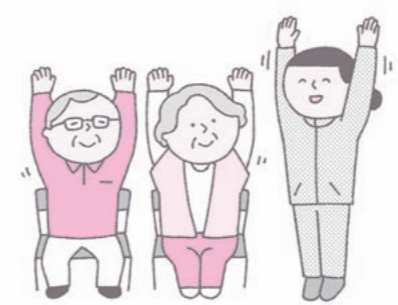
※当日は、動きやすい服装でお越し
ください。また、メモ、筆記用具、運
動靴(室内用)、タオル、飲み物な
どをご持参ください。

※自転車・バイクでお越しの方は、第1
キャンパス駐輪場をご利用ください。
※車でお越しの方は、第1キャンパス、
サッカーグラウンド脇の駐車場をご
利用ください。

※当講座において、けが、疾病、その
他事故が発生した場合には、参加者
ご自身の責任となりますのでご了承
ください。

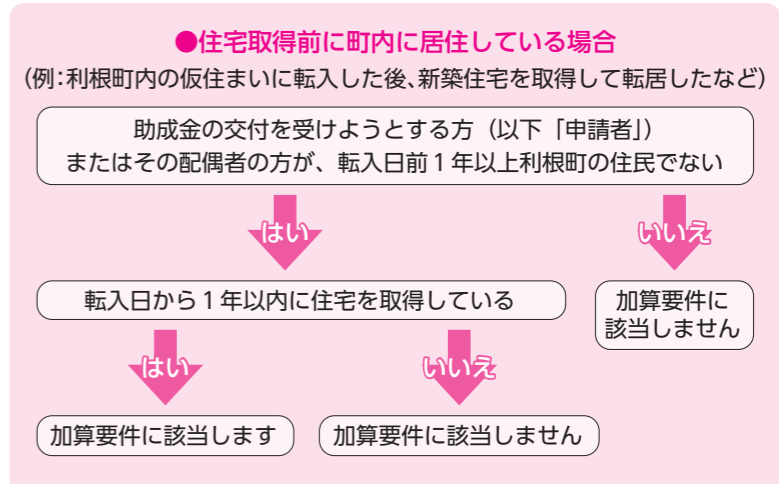
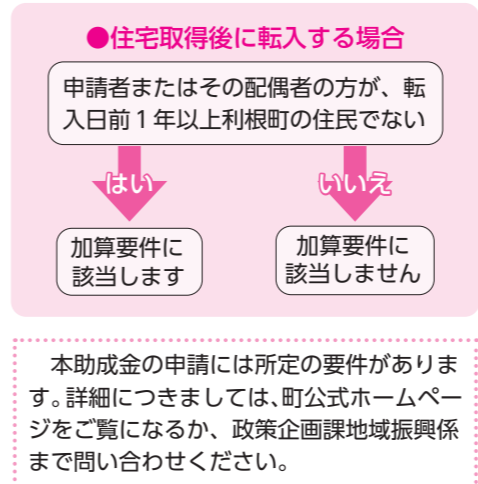
令和8年度は「公開講座」を4回
開催予定(藪部正人氏9月・1月
石田良恵氏10月・3月)

▼問い合わせ・申し込み
政策企画課 地域振興係
☎68・2211(内線339)



加算要件	加算金額
中学生以下の子どもと同居する世帯	5万円/1人 (上限15万円)
転入世帯 ※	10万円
テレワークにより勤務を行う転入世帯	5万円

※転入世帯の要件については、下記フロー図を参照してください



▶問い合わせ 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211(内線332) Eメール:chiiki@town.tone.lg.jp

結婚新生活支援



29歳以下の夫婦
最大60万円

39歳以下の夫婦
最大30万円

- ・住宅取得費用
 - ・リフォーム費用
 - ・住宅賃貸費用
 - ・引っ越し費用
- ※所定の要件があります。
お問い合わせください。

利根町結婚新生活支援事業(補助金)のご案内

利根町が新婚生活のスタートを応援します!

町では、結婚に伴う経済的負担を軽減し、地域における少子化対策の推進や移住定住の促進に資することを目的に、結婚に伴う新生活に係る住居費や引っ越しに係る費用を補助します。

※予算上限額に達した場合は、受け付けを締め切ることがあります。

※今年度新たに、要件⑥が追加されました。

- 【補助の対象となる世帯】
- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - ②夫婦の双方または一方が利根町の住民基本台帳に記録されていること
 - ③夫婦のいずれも婚姻日において39歳以下であること
 - ④令和7年分の夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
 - ⑤夫婦のいずれもが本町または他の自治体から結婚新生活支援事業による補助金などの交付を受けていないこと
 - ⑥夫婦のいずれもがア～エの講座などのいずれかを受講していること。(※)
ア.ライフデザイン支援講座(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む)。
イ.プレコンセプションケアに関する講座
ウ.医療機関への妊娠、出産に関する相談
エ.共家事、子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む)。
(※)講座の受講方法などについては、事前にお問い合わせください。
 - ⑦利根町新築マイホーム取得助成金を受けていないこと(住宅取得費用に係る補助金を受ける場合)
 - ⑧利根町空き家リフォーム工事助成金を受けていないこと(住宅リフォーム費用に係る補助金を受ける場合)
 - ⑨夫婦のいずれもが町税を滞納していないこと
 - ⑩夫婦のいずれもが暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

- 【補助の金額】
- ◆夫婦のいずれもが婚姻日において満29歳以下の夫婦…最大60万円
 - ◆夫婦のいずれもが婚姻日において満39歳以下の夫婦…最大30万円
- 【補助の対象になる経費】
- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に支払った以下の費用が対象です。
- 住宅取得費用
 - 住宅のリフォーム費用
【対象外】倉庫、門、フェンス、植栽などに係る経費、エアコン、洗濯機などの家電購入、設置に係る経費など
 - 住宅賃貸費用
 - 引っ越し費用

▶問い合わせ 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211(内線332) Eメール:chiiki@town.tone.lg.jp